

旭川市立永山南小学校
学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決してゆるされない行為です。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから子どもを救うためには、子どものみならず、周りの大人一人一人が、「いじめは絶対にゆるされない」、「いじめは卑きような行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

旭川市からは、これまでも、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定する際の指針となる案が配付されました。また、子ども自らがいじめの問題について学び、主体的に考えるよう、「学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)」を策定するための案も配付されました。

「永山南小学校 学校いじめ防止基本方針」は、旭川市いじめ防止基本方針の内容を踏まえるとともに、これまで本校が推進してきた取組や子どもの取組の成果を反映させ、家庭、地域、地域にお住まいの方々、関係機関との連携の下、子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、いじめ防止を推進するために策定したものです。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの理解	1
(1) いじめの定義	1
(2) いじめの内容	1
(3) いじめの要因	2
(4) いじめの解消	2
(5) いじめの重大事態	2
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 永山南小学校が実施するいじめの防止等の取組	3
(1) 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標(指標)	3
(2) 児童が主体となった取組の推進	3
(3) いじめ防止委員会・いじめ対策チームの設置	4
(4) いじめ防止の取組	5
(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	6
早期発見チェックシート	7
主な相談窓口	8
(6) いじめへの対処	9
(7) いじめの解消	9
(8) いじめの重大事態への対応	10
(9) いじめの防止等に関係する機関、保護者との連携	10
(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	11
(11) 9年間の義務教育を通した人権教育プログラムの実施	11
(12) 学校の取組の周知	11
(13) 学校いじめ防止基本方針の見直し	11

【資 料】

- ① 早期発見・事案対処マニュアル
- ② いじめ発見・見守りチェックリスト
- ③ 旭川市立永山南小学校 いじめ防止プログラム

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進」(以下「法」と言います)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもや周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽はどの子どもにも生じ得ます。
- いじめは単に子どもだけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題であり、家庭環境や対人関係等、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在や傍観者の存在、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりします。
- 子ども一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ます。
- 子どもの発達の段階に応じた人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得ます。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもとの関係修復状況等の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により、次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する子ども等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する子ども等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※この「相当」の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 永山南小学校が実施するいじめの防止等の取組

(1) 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標(指標)

【目標】

- ① 「いじめ」はどんな理由であっても許されないことだと思う(100%)
- ② いやな思いをしたとき、誰にも相談しない(0%)

令和4年度、本校のいじめの認知は11件あり、該当児童への指導や保護者への連絡、学校体制で経過観察を行い、いじめの解消につなげ、解消率は92%でした。

昨年度、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童の割合は、95%でした。また、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童の割合は、7%でした。

令和5年度の目標としては、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童の割合を100%、また、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童の割合を0%とすることを目指します。そのためには、豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実を図っていき、以下の取組を行うことで目標達成につなげたいです。また、PDCAサイクルによる検証・改善を強化していきたいと考えます。

- ・自分や友達のよさを実感できる場の設定と充実(学級、児童会活動等の特別活動)
- ・いじめの根絶を目指す「人権教育」の推進(特別の教科道徳)
- ・進んで元気よく挨拶や返事ができ、人の話が聞けるようにする指導の工夫(日常の学校生活)
- ・各種行事の取組を通じた思いやり、所属感、関係性の構築(行事や教科指導等)

(2) 児童が主体となった取組の推進

「いじめを生み出さないために！」児童会が中心となっての取組を推進

いじめを生み出さないためには、南つ子全員が、「いじめは絶対にやるされることである」という考えをしっかりととるように、毎年様々な活動を行っています。そして、いじめのない笑顔あふれる学校づくりが進むことをねらい、児童会が中心となり、様々な取組を行っています。

【R3年度】



「スマイルBOX」

児童会が企画した取組で、コロナ禍でも誰もが仲良くなれ、笑顔になれるようにと、他学年に手紙を書き、返信してもらいました。子ども達は、相手の思いを感じ取りながら、手紙のやりとりを喜んでいました。自然と笑顔が生まれ、つながりのよさを感じました。

【R4年度】



「はなまる池」

児童会が企画し、いじめをなくす取組を実施しました。模造紙にはなまる池を作成し、そこに魚のメッセージカードで友達のよいところを紹介しました。友達のよいところをたくさん紹介することで、お互いのよさを認め合える活動になりました。

(3) いじめ防止委員会・いじめ対策チームの設置

いじめの問題に組織的に対応するため、「いじめ防止委員会・いじめ対策チーム」を設置します。

ア 設置の意義

いじめに対して、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することによって、複数の目による状況の見立てが可能になります。

イ 設置の留意事項

○次のことを踏まえて、いじめ防止委員会を構成します。

- ・自校の複数の教職員により構成します。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えます。
- ・「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、特別支援教育に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定します。
- ・いじめ防止委員会内に、「いじめ対策チーム」を設置する。
- ・「いじめ対策チーム」は、管理職や主幹教諭、生徒指導部長など、校内の主要な役職にある者から、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定します。
- ・「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口」の役割を担う者（教頭と生徒指導担当教員）を指名し、うち1名を「集約担当」（教頭）にします。もう一人は、「推進リーダー」（生徒指導部長）として、いじめの情報を共有して、組織的に対応できる体制を構築していきます。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。必要に応じて外部の専門家の協力を受けます。
- ・未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。

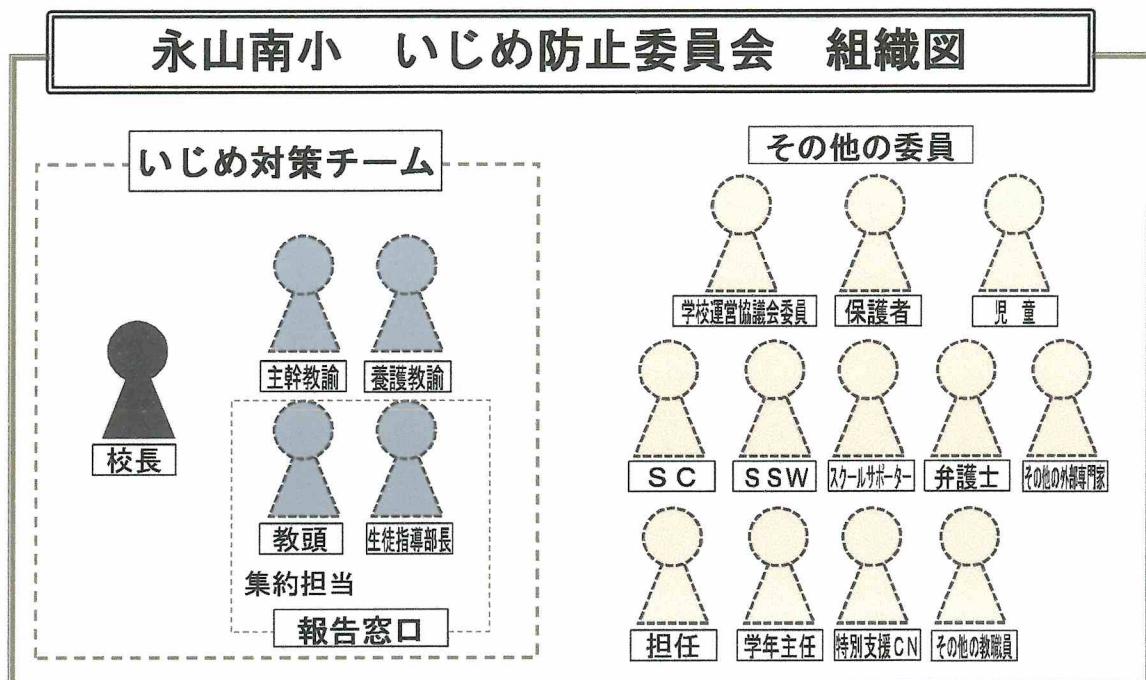
○ 次のことを踏まえて、いじめ防止委員会の体制を整備する。

- ・管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
- ・全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、『いじめ防止委員会』に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・迅速に役割分担を適切に行うなど、機動的に運用できる体制

○ いじめ防止委員会の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・保管、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め、いじめ防止委員会の内容を記録し、整理・保管する役割



(4) いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ防止委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、いじめ防止委員会の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進めます。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進めます。

- 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、児童全員にストレスチェックを行ったり、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めたりします。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける等の工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性等は、発達段階に応じて身に付いていくものであること踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。子どもがいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

保護者の役割

保護者は、その保護する子どもに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目付く時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付くにくく判断しにくく形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。
いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

ア 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査と追跡調査、ストレスチェックの活用、教育相談の実施等により、いじめの早期発見に努めるとともに、子どもが日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、ストレスチェックを実施することで、いじめだけでなく、それ以外の課題に関わる困り感やストレスを把握していきます。

イ 子ども及び保護者に、養護教諭や特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の活用や関係機関の電話相談、いじめ相談webページ等について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

保護者の役割

保護者は日頃から家庭において、その保護する子どもとの会話やふれあいを通して生活の様子の変化や不安な気持ち等の兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べたりするようになる。

【夕（下校後）】

- 携帯電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりする。
- 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。
- 学校や友だちの話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないあざや傷あとがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。

（H26文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用）

保護者は、いじめの対応の問題に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った子どもの保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

〈主な相談窓口〉

相談窓口	電話番号	受付時間
旭川市子ども総合相談センター	〈代表〉 0166-26-5500 〈子どもホットライン〉 0120-528506	月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15
子ども相談支援センター (北海道教育委員会)	0120-3882-56 〈24時間子供SOSダイヤル〉 0120-0-78310 〈メール相談〉 Doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間
子どもの人権110番 (旭川地方法務局)	0120-007-110	月~金 8:30~17:15
少年サポートセンター 「少年相談110番」 (北海道警察)	0120-677-110	月~金 8:45~17:30
旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)	0166-31-5511	月~金 9:00~16:00
法テラス旭川	050-3383-5566	月~金 9:00~17:00

(6) いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込みます、直ちにいじめ防止委員会学校いじめ対策チームにおいて情報を共有し、組織的に対応していきます。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた子どもやいじめを知らせた子どもの安全を確保します。
- 子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めていきます。

イ いじめを受けた子ども及びその保護者への支援

- いじめを受けた子どもから、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた子どもの見守りを行う等、いじめを受けた子どもの安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーター（警察経験者）等、外部専門家の協力を得て対応します。

ウ いじめを行った子どもへの指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発を防止します。

- いじめを行った子どもが抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた子どもに、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解して対応するよう努めることが大切です。
- (2) 保護者は、子どもがいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、子どもが同じ過ちを繰り返すことがないよう、子どもを見守り支えることが大切です。

オ 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、いじめ防止委員会において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

カ 関係する子どもが複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会を窓口として関係する学校と緊密な連携を図ります。
- 教育委員会による対応への指導・助言をもとに協力しながら対応します。

(7) いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

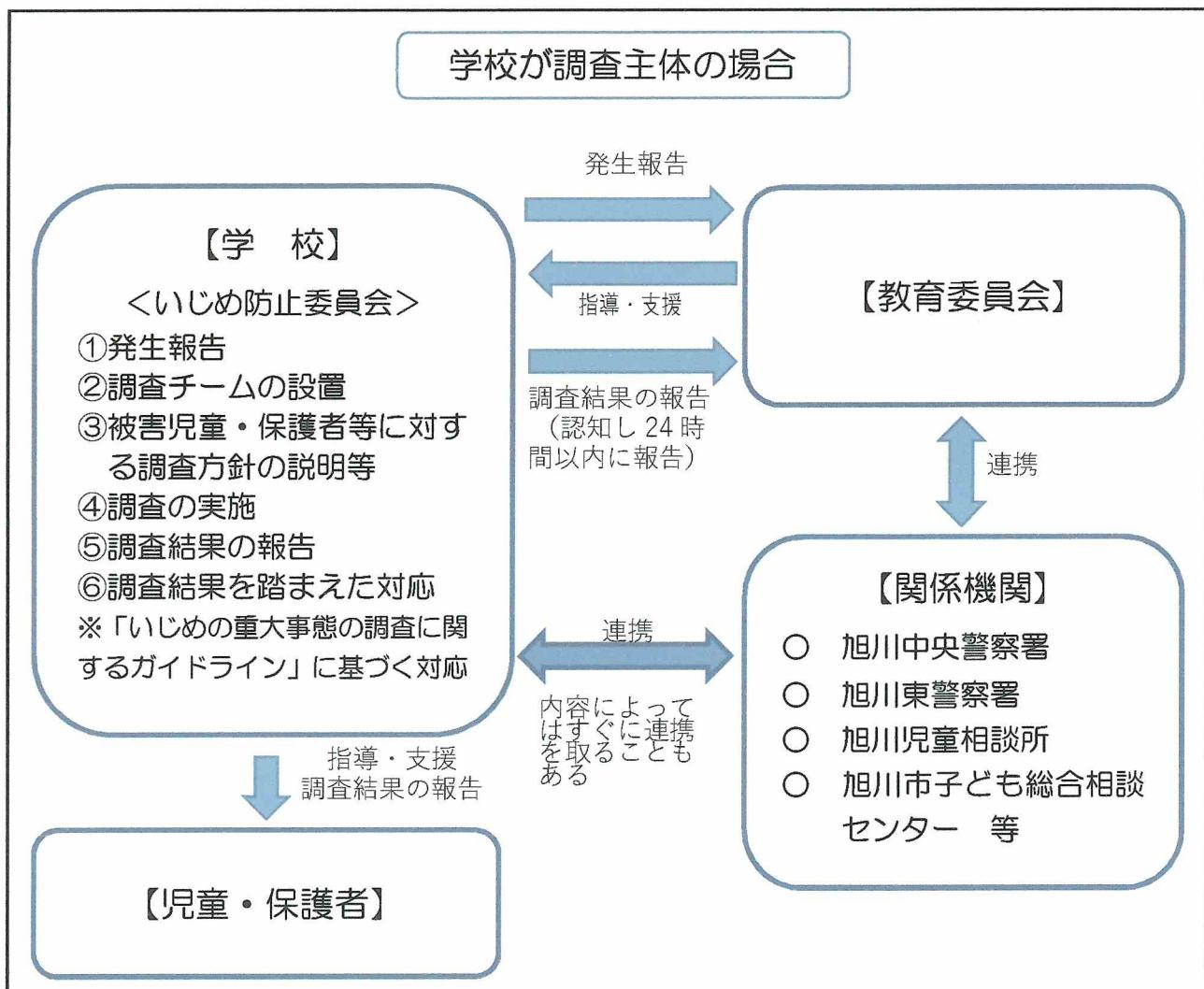
ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常に注意深く観察します。

(8) いじめの重大事態への対応

重大事態が発生した場合、「重大事態発生後の対応フロー」に沿って速やかに対処します。

- ア 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- イ 教育委員会が、学校を調査の主体と判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において調査等を実施します。
- ウ 重大事態に至る要因となつたいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- エ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた子ども及び保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。



(9) いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めよう努めます。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ防止委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等外部専門家を加えて対応します。

ウ 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

ア 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ 毎月ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

ウ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者に連絡し、速やかに削除してもらう等の措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

保護者の役割

- 保護者は、子どもの発達の段階を踏まえ、子どもの能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、子どもが納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、子どもにSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わぬこと等を指導することが必要です。

(11) 9年間の義務教育を通した人権教育プログラムの実施

ア 1・3・5年生は、生命(いのち)の安全教育として、大切な心と体を守ることを考える授業を行います。

イ 2・4・6年は、SNSコミュニケーションについて考える授業を行います。

(12) 学校の取組の周知

いじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

ア 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載する等して、子どもや保護者、地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにします。

イ いじめの問題の重要性、子どもの自主的な活動や学校の取組等を保護者懇談会で説明したり、学校だよりに記載したりする等して、家庭、地域と共に理解を図ります。

(13) 学校いじめ防止基本方針の見直し

教育委員会が作成する「学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」の改訂や、本校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、点検と見直しを図ります。

ア 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、点検・見直しを図ります。

イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、取組の改善を図ります。

【資料①】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】：いじめ対策チーム

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当（教頭）→ 校長

- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

いじめ防止委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策チーム・いじめ防止委員会）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ防止委員会による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。<input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。<input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせる大切さに気付かせる。<input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくる大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。<input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。<input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ防止委員会におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の二層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

【資料②】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者

【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 []
- 教職員のそばにいたがる。 []
- 登校時に、体の不調を訴える。 []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 []
- 交友関係が変わった。 []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 []
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。 []
- 視線をそらし、合わそうとしない。 []
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。 []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 []
- 体に擦り傷やあざができることがある。 []
- けがをしている理由を曖昧にする。 []

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 []
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 []

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 []
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 []
- 一人で下校することが多い。 []

旭川市立永山南小学校 いじめ防止プログラム

■は、未然防止の取組
■は、早期発見の取組

	4月	5月	6月(強調月間)	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○生徒指導交流会 ○児童(生徒)理解研修① ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの遅流報告 ○授業観察交流 ○教育相談の随時実施 ○子ども支援委員会の随時実施 ○学校ネットバトロール(毎月) ○中1ギャップ解消等のための小中連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○いじめ防止委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○授業実践(1, 3, 5年) <ul style="list-style-type: none"> ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について ○教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会の取組状況の調査① ○旭川市生徒指導研究協議会 ○いじめに関する一斉学習① ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・子ども総合相談センター ・スクールカウンセラー ・子どもホットライン 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査の実施 ○ボランティア活動の実施 ○市教委いじめ問題への取組状況の調査① ○児童教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口の理解 ・子ども総合相談センター ・スクールカウンセラー ・子どもホットライン ○児童アンケート調査① <ul style="list-style-type: none"> ・「生命(いのち)の安全教育」の授業(1, 3, 5年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日等 ○中学校との交流 <ul style="list-style-type: none"> ・永山南地区集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・前期の反省 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・前期の反省
児童						
家庭・地域						

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学年代表者会議(定例) ○生徒指導研修会 ○いじめ防止委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 <p>○SNSコミュニケーションについて 考える授業(2、4、6年)</p> <p>○授業観察交流</p> <p>○教育相談の随時実施</p> <p>○子ども支援委員会との連携 ・授業参観 等</p>	<p>○職員会議 ・3学期の計画 ・学校評面の結果</p> <p>○職員会議 ・2学期の反省</p> <p>○教育相談の随時実施</p>	<p>○職員会議 「いじめ防止対策研究会」</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研究会」</p> <p>○教育相談の定例実施</p>	<p>○教育相談の定例実施</p> <p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査③</p>	<p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査③</p> <p>○各委員会の取組 ・いじめ防止に係る取組 等</p> <p>○児童アンケート調査②</p>	<p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査③</p> <p>○各委員会の取組 ・いじめ防止に係る取組 等</p> <p>○児童アンケート調査②</p> <p>○児童教育相談</p> <p>○いじめ相談窓口の理解 ・子どもも総合相談センター ・スクールカウンセラーセンター</p>
児童				<p>○いじめ非行防止強化月間</p> <p>○「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業</p>	<p>○中学校との交流 ○永山南地区集会</p>	<p>○中学校との交流 ○永山南地区集会</p>
家庭・地域					<p>○中学校との交流 ○永山南地区集会</p> <p>○保護者懇談</p>	<p>○3学期の取組の状況等について の公表 ・学校だより ・参観日 等</p> <p>○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価</p>